

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年1月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ水口1 甲賀市水口町本綾野 566 番地 1
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 敷地から道路へ合流する際に、敷地内で一旦停止を促す白線や注意喚起の看板等を設置するなど、事故防止策を検討すること。
 - (2) 防犯上の観点から敷地内に照明等の防犯対策を検討すること。
 - (3) 道路法に関する事項は甲賀市建設管理課と協議すること。
 - (4) 工事の施工等について時期や内容等を十分に周知するとともに、地域住民との協議内容や甲賀市の関係課から提出されている意見等に誠意を持って対応すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成28年1月22日から平成28年5月23日まで